

東京都公報

発行
東京都

目次

- 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全全部食品監視課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………二
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 建設業法第二十九条の二による告示……………(都市整備局市街地建築部建設業課)……………二
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………三
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………三
- 都市計画の案(三件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課)……………四
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………(東京都収用委員会)……………四
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……………八

規則

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年二月二十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四号

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則(昭和六十一年東京都規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「栃木県 群馬県 茨城県」を「茨城県 栃木県 群馬県」に、「広島県」を「広島県 佐賀県」に、「広島市 宇都宮市 前橋市 高崎市」を「宇都宮市 前橋市 高崎市 広島市」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 佐賀県知事が行うふぐの処理に関する講習会を修了した者のうち、この規則による改正後の東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則第四条第二項に該当する者は、同項の規定にかかわらず、平成二十九年七月六日以後に佐賀県知事が行う当該講習会を修了した者に限る。

告示

●東京都告示第百八十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年二月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 平成三十年三月一日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 三慶建物株式会社

- (一) 代表者氏名 代表取締役 齋藤 真
- (二) 主たる事務 文京区白山一丁目三十三番二十五号
- (三) 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(9)第四二五八九号
- (五) 免許年月日 平成二十五年二月十日

●東京都告示第百八十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 平成三十年三月一日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社千代田エステート
- (二) 代表者氏名 代表取締役 赤松 竜
- (三) 主たる事務 千代田区神田和泉町一番地八一二八木所の所在地 ビル四階四〇二号室
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇〇〇〇号
- (五) 免許年月日 平成二十五年十二月十二日

●東京都告示第百八十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき稲城小田良土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 稲城小田良土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十四年十二月二十五日から平成三十三年三月三十一日まで
- 三 施行地区 稲城市大字坂浜字十三号、字十四号、字十五号、字十六号、字十七号、字十八号及び大字平尾字十号の各一部
- 四 事務所の所在地 稲城市坂浜千九百九十六番地二
- 五 設立認可の年月日 平成二十四年十二月二十五日
- 六 変更認可の年月日 平成三十年二月二十一日

●東京都告示第百八十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき銀座六丁目10地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 銀座六丁目10地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間

平成二十四年十二月十二日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区銀座六丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区銀座六丁目十番一号

平成二十四年十二月十二日

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十年十二月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成三十年二月二十一日

●東京都告示第百八十八号

次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定に基づき、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出のないときは、建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づき、当該建設業者の許可を取り消す。

平成三十年二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- | | | | | |
|------|-------|------------|-------|-------|
| 商号 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 許可番号 | 許可年月日 |
| 株式会社 | 代表取締役 | 港区西麻布 | 東京都知事 | 平成二 |
| 広尾トラ | 廣岡 正久 | 四丁目一番 | 許可(般) | 十六年 |
| スト | | 一八一二 | 二六 | 七月十 |
| | | | 一四一九〇 | 五日 |
| | | | 三号 | |

有限会社 イマダ	取締役 今田 祥	八王子市め じろ台三丁 目四番地六	東京都知事 許可(般) 二十六)第 一四二八〇 七号	平成二 十七年 一月二 十日
ジーエツ クス建設 株式会社	代表取締役 岡 哲也	新宿区山吹 町二百六十 一番	東京都知事 許可(般) 二十六)第 一四二六八 九号	平成二 十七年 一月六 日
ism1 株式会社	代表取締役 武藤 涼太	板橋区東新 町一丁目十 番十二号	東京都知事 許可(般) 二十六)第 一四二二〇 一号	平成二 十六年 九月十 六日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年二月二十一日
東京都選挙管理委員会
施設の名 称 所 在 地
ツクイ・サンシャイン杉 杉並区下井草四丁目三十一番二
並 号

特別養護老人ホーム オ
ーネスト成増 板橋区成増四丁目二十九番七号
都市型軽費老人ホーム 板橋区成増四丁目二十九番七号
オーネスト成増
介護老人保健施設 アメ
イズ 八王子市中野山王二丁目八番二
号

公 告

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。
平成三十年二月二十一日
東京都知事 小 池 百合子

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
追加する部分
東京都市計画都市再生特別地区(歌舞伎町一丁目地区)
新宿区歌舞伎町一丁目及び歌舞伎町二丁目各
町二丁目各
追加する部分
東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び新宿区役所
- 二 縦覧場所
東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び新宿区役所
- 三 縦覧期間
公告の日から二週間

四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。
平成三十年二月二十一日
東京都知事 小 池 百合子

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
追加する部分
東京都市計画都市再生特別地区(赤坂二丁目地区)
港区赤坂一丁目及び赤坂二丁目各
町二丁目各
追加する部分
東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び港区役所
- 二 縦覧場所
東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び港区役所
- 三 縦覧期間
公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都都市計画地区計画 品川駅西口地 港区高輪三丁目地内 地区計画</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p>
<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、町田都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>平成三十年二月二十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 町田都市計画道路</p> <p>三・三・五十 号小山宮下線 追加する部分 町田市小山町地内</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部</p>	<p>平成三十年二月二十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都市計画地区計画 豊洲地区地区 変更する部分 江東区豊洲五丁目及び豊洲六丁目 各地内</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び江東区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>
<p>都市計画法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成30年2月21日</p> <p>東京都収用委員会 会長 池 田 真 朗</p> <p>1 起業者の名称 東京都 2 事業の種類 東京都都市計画道路事業補助線街路第13 6号線 3 裁決手続の開始を決定した土地の所 在、地番、地目及び地積等 4 土地所有者の氏名及び住所 5 土地に関して権利を有する関係人の 氏名、住所及びその権利の種類 6 裁決手続開始決定年月日 平成30年2月2日</p>	<p>都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び町田市役所</p> <p>公告の日から二週間</p> <p>新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、町田都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>平成三十年二月二十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 町田都市計画道路</p> <p>三・三・五十 号小山宮下線 追加する部分 町田市小山町地内</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部</p>

別記1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿上	実測		
東京都足立区関原 一丁目	976番1	宅地	82.80	—	36.55	別図のとおり

別記2

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
川島 妙子	東京都足立区梅田三丁目23番8号	借地権者 朴 金石 ただし、同人は1967年7月26日死亡 法定相続人		
		志村 敏子 (法定相続分 6048分の144)	東京都葛飾区堀切四丁目15番5号	借地権
		我妻 孝勇 (法定相続分 6048分の864)	東京都墨田区東駒形四丁目23番4-202号 メゾンドール日興	借地権
		朴 金吾 (法定相続分 6048分の357)	千葉県千葉市美浜区真砂二丁目1番12-805号	借地権
		新井 時光 (法定相続分 6048分の357)	東京都江戸川区平井七丁目4番4-707号	借地権
		朴 清永 (法定相続分 6048分の714)	東京都足立区関原二丁目31番4号	借地権
		朴 重松 (法定相続分 6048分の714)	東京都足立区関原二丁目9番6号佐藤ハイソ 101	借地権
		新井 信 (法定相続分 6048分の714)	埼玉県春日部市大枝 739番地1 シティハイム池ノ端第1-202号	借地権
		中山 豊明 (法定相続分 6048分の168)	埼玉県八潮市八潮六丁目11番地20	借地権
		中山 広伸 (法定相続分 6048分の70)	埼玉県八潮市八潮六丁目11番地20	借地権

別記2

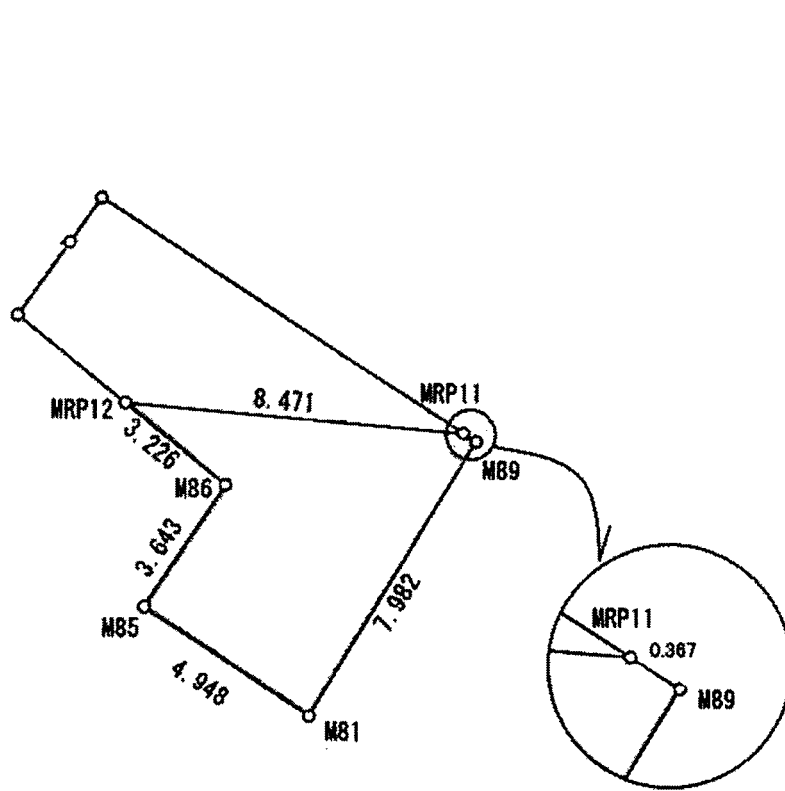
土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		中山 法久 (法定相続分 6048 分の 70)	埼玉県八潮市大字浮塚 1082 番地 1	借地権
		岡安 光子 (法定相続分 6048 分の 70)	埼玉県三郷市戸ヶ崎 3254 番地 3	借地権
		海藤 芳明 (法定相続分 6048 分の 714)	東京都足立区舎人六丁目 13 番 12-309 号	借地権
		益子 栄美 (法定相続分 6048 分の 378)	埼玉県春日部市大枝 841 番地 1 原第 8 マンション 206 号	借地権
		海藤 芳光 (法定相続分 6048 分の 714)	東京都足立区関原二丁目 1 番 24 号	借地権

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都足立区関原一丁目976番1のうち

36.55平方メートル



単位：メートル

測 点	X座標	Y座標	Xn(Yn-1-Yn+1)	備 考
M89	-26561.256	-3564.397	-102260.835600	石杭
M81	-26568.070	-3568.555	-220329.004510	プラスチック杭
M85	-26565.352	-3572.690	-55627.847088	プラスチック杭
M86	-26562.334	-3570.649	-11979.612634	石杭
MRP12	-26560.285	-3573.141	157874.334040	プラスチック杭
MRP11	-26561.055	-3564.705	232249.864920	鉄
		倍面積	73.100872	
		面積	36.5504360	
		地積	36.55 m ²	

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十六条の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成三十年二月二十一日

東京都水道局長 中嶋正宏

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

九六二六 櫻井設備 櫻井 宏明 日野市栄町 平成三十一年一月二

二丁目五番地の八コ 一〇二

九六二七 株式会社 豊 純一郎 埼玉県志木市下宗岡三丁目二番十

もたい設備工業 四号

九六二八 田口設備 田口 耕嗣 世田谷区等々力七丁目三番二十四号

株式会社

九六二九 有株式会社 夏 廣民 神奈川県横浜市港北区新吉田東八丁目三十七番二十四号

アイシン商事

九六三〇 株式会社 小島 千種 八王子市子安町三丁目十六番四号

実來

九六三一 富士文化 海老沼新雄 足立区東伊興二丁目一番十号

電機株式会社

九六三二 一工業 森田 一 町田市小山 同日

九六三三 株式会社 保科 実 板橋区徳丸六丁目二番十三号 同日

九六三四 大隅建設 牧野 利成 北区浮間二丁目十一番四号 同日

九六三五 川田水道 川田 光明 目黒区目黒本町二丁目二十一番十三号 同日

川田水道 工業所

田桜台二丁目五番地二十三ー四〇

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号 郵便番号 113-0001

